

幼児体験活動研究開発事業概要

1 趣 旨

地域社会における幼児の様々な体験活動の機会の充実を図るために、市町村、幼稚園・保育所のモデル的宿泊体験活動への助成・支援を通して、プログラムの研究開発等を進め、幼児期における体験活動の普及・啓発を行う。

2 事業内容

上記目的を達成するため、以下に掲げる事業を実施する。

(1) 幼児体験活動プログラム研究開発推進協議会の設置

学識経験者、幼稚園・保育所、小学校関係者等で組織し、幼児体験活動地域実行委員会における体験活動プログラムの開発支援等を行うとともに、実施した体験活動プログラムの事例を収集する。

(2) 幼児の体験活動地域実行委員会モデル助成事業の実施（県内3カ所）

市町村、幼稚園・保育所が主体となった推進組織である幼児体験活動地域実行委員会を設置し、地域の社会教育施設等を活用して集団宿泊体験活動を実施し、他市町村、幼稚園・保育所のモデルとなる多様な集団宿泊体験活動プログラムの開発を図る。

- タンポポ保育園わくわく体験事業（福岡地区幼児体験活動実行委員会）
- 馬田保育園のワクワク宿泊体験活動事業（幼児体験活動北筑後地域実行委員会）
- めざせ！大平ふれあい家族幼児体験事業（京築地区幼児体験活動実行委員会）

※幼児交流活動促進事業（福岡県教育文化奨学財団と共催）（県内3カ所）

- 砂山保育園ちびっこ自然調査隊事業（北九州地区幼児体験活動実行委員会）
- 下広川保育園ふれあい宿泊体験活動事業（南筑後地区幼児体験活動実行委員会）
- 「きんだいっ子」幼児体験活動研究開発事業
（「きんだいっ子」幼児体験活動研究開発事業実行委員会）

(3) 体験活動プログラム事例集の作成

幼児体験活動地域実行委員会の事業を事例集にまとめ、県内各市町村教育委員会等に配布し、その成果を広く還元するとともに、普及・啓発を図る。

3 プログラム作成上の留意点

(1) プログラムについて

プログラムについては、幼児の発達段階や季節、自然環境のよさを生かしたものを企画・立案すること。また、地域の特徴を生かした様々な体験活動、異年齢や異世代間の交流などが図れるよう創意工夫すること。

〔例〕

- ・山や海辺、都市近郊（田園地帯）の環境を生かしたプログラム
山－ハイキング、登山、ネイチャーゲーム、基地づくり 等
海－海浜遊び、海水浴、サンドアート 等

・季節のよさを生かしたプログラム

夏－沢歩き、虫採り、キャンプファイヤー、夏の星空観察、ナイトハイク等

秋－落ち葉（木の実）拾い、自然物を活用してのクラフト 等

・基本的な生活習慣の定着を図るプログラム

洗顔、歯磨き、布団しき、布団たたみ、洗濯、買い物、料理 等

(2) 事業期間について

モデル助成事業については、原則として平成20年1月までに終了すること。

(3) 対象幼児について

対象幼児は、原則として平成20年度小学校に入学予定の幼児とすること。

(4) 社会教育施設の活用について

地域における幼児の体験活動の充実を図るためにも、地域にある県立、市町村立社会教育施設（青少年施設、公民館、その他幼児が宿泊可能な施設）を活用すること。

また、プログラム作成においては、教育事務所や県立社会教育施設（社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」）の社会教育主事等専門職員の支援を受けること。

(5) 地域の人との協力について

地域の人に指導者やボランティアとして協力してもらい、一緒に取り組むことが望ましい。

(6) 宿泊日数について

幼児の健康状態を考えた上で決定する必要があるが、1泊2日はお泊まり保育等で体験しているところであることから、それ以上の日程が望ましい。

(7) 安全対策について

危険な場所の有無などの点検のために活動場所や宿泊施設等の下見を十分に行ったり、幼児の健康管理のために幼稚園・保育所や保護者、病院と事前から連絡調整を図ったりするなど、安全対策には十分配慮をすること。

また、親元を離れての集団宿泊体験が初めての幼児が多いことが予想されることから、幼児の心の健康状態にも十分配慮すること。

4 その他

本事業の実施にあたっては、下記の内容に留意すること

(1) 幼児等本事業の参加者・指導者・ボランティア等の安全確保に十分配慮し、事故等が起こった際に備えて保険に加入しておくこと。

また、幼稚園・保育所、PTA、自治会、警察や消防などの関係機関・団体との連携・協力を図り、地域の実情に応じた安全管理体制を整備すること。

(2) 心身に障害を有する幼児については、個々の状況等に応じ、専門的知識を有する学生・社会人などの幅広い人材に協力を得て、指導員等の人的体制が十分に確保できるように配慮すること。